

改正後(案)	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園</p> <p><u>次のいずれかに該当する施設をいう。</u></p> <p>ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園</p> <p>イ 法第3条第3項に規定する連携施設であって同項の認定を受けたもの</p> <p>(2) 保育所型認定こども園</p> <p><u>法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。</u></p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園</p> <p><u>法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。</u></p> <p>(認定要件)</p> <p>第3条 <u>認定こども園について法第3条第1項及び第3項の規定に基づき条例で定める要件は、次条から第16条まで及び附則第2条に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。)に定める要件(告示第四の六、第五及、第六及び附則第5項後段に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。)による。</u></p> <p>2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の要件に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法の例による。</p> <p>(1) 幼稚園型認定こども園</p> <p><u>次のいずれかに該当する施設をいう。</u></p> <p>ア 幼稚園であって、次条第1号に規定する要件に適合しているもの</p> <p>イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備(第7条第3項及び第8条第8項において「建物等」という。)が一体的に設置されている施設であって、第4条に規定する要件に適合しているもの</p> <p>(2) 保育所型認定こども園</p> <p><u>保育所であって、次条第2号に規定する要件に適合しているものをいう。</u></p> <p>(3) 地方裁量型認定こども園</p> <p><u>保育機能施設であって、次条第2号に規定する要件に適合しているものをいう。</u></p> <p>(法第3条第1項の条例で定める要件)</p> <p>第3条 <u>法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあつては、本市における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</u></p> <p>(4) <u>第5条から第22条までに規定する要件に適合すること。</u></p> <p>【新設】</p>

替えるものとする。		
告示第一の二	の満3歳以上の子ども	の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）
告示第三の二	であることが望ましいが、幼稚園の教育免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければ	（以下「両資格併有者」という。）でなければ
告示第三の三	二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない	学級担任について両資格併有者としてできない場合は、二の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状を有する者を学級担任とすることができる
告示第三の四	二の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない	教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者について両資格併有者としてできない場合は、二の規定にかかわらず、保育士の資格を有する者を教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者としてすることができる
告示第三の五	能力を有しなければ	能力並びに児童福祉事業又は小学校就学前の教育に関する専門的な知識を有する者でなければ
告示第四の三	屋外遊戯場	屋外遊戯場（認定こども園の建物等と同一敷地内又は隣接する敷地内にあるものに限る）
告示第四の七の5	提供しよう努めること	提供することができること
告示第四の九	乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。	乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の子どもの数を乗じて得た面積 (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の子どもの数を乗じて得た面積
告示第八の三	情報開示に努めなければ	開園日、施設の整備状況、子育て支援事業その他必要な情報の提供をしなければ
告示第八の六	保育	保育並びに子育て支援事業
告示附則第3項	園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において	保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所等が不足している事情に鑑み
	都道府県知事	市長
告示附則第4項	第三の一	前項の事情に鑑み、第三の一
告示附則第5項	第三の二	附則第3項の事情に鑑み、第三の二
告示附則第6項	1日につき	附則第3項の事情に鑑み、1日につき
	都道府県知事	市長

告示附則第7項	都道府県知事	市長
---------	--------	----

(子育て支援事業の提供体制)

第4条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

(調理員の配置)

第5条 1項及び2項を削る。

認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園であって、第8条第10項ただし書の規定により同項ただし書に規定する方法による食事の提供を行うものにあつては、調理員を置かないことができる。

【削る】

(法第3条第3項の条例で定める要件)

第4条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 次条から第22条までに規定する要件に適合すること。

(職員の配置)

第5条 認定こども園には、当該認定こども園における次の表の左欄に掲げる子どもの区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数を合計した数以上の教育及び保育(満3歳未満の子どもについては、その保育。以下この項において同じ。)に従事する者を置かなければならない。ただし、教育及び保育に従事する者は、常時2人を下回ってはならない。

子どもの区分	教育及び保育に従事する者の数
(1) 満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人

2 教育時間相当利用児(満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するものをいう。)及び教育・保育時間相当利用児(満3歳以上の子どもであつて、保育所と同様に1日に8時間程度利用するものをいう。次条第4項において同じ。)に共通の4時間程度の利用時間については、1学級の子どもの数が原則として35人以下となるように学級を編制し、当該学級を担当する職員(以下「学級担任」という。)を学級ごとに少なくとも1人置かなければならない。

3 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園であつて、第8条第10項ただし書の規定により同項ただし書に規定する方法による食事の提供を行うものにあつては、調理員を置かないことができる。

(職員の資格)

第6条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格(児童福祉法第18条の6に規定する資格をいう。以下この条並びに附則第2条及び第5条において同じ。)を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。附則第3条及び第4条において同じ。))又は幼稚園の助教諭の臨時免許状

(設備の一般原則)

第6条 認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

【削る】

(園舎等)

第7条 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

2 保育室、遊戯室及び乳児室又はほふく室並びに便所（以下\_\_\_\_\_「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第16条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって第16条において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

3 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育の用に供するものでなければならない。

【削る】

（同法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ。）及び保育士の資格を有する者（以下「両資格併有者」という。）でなければならない。

3 学級担任について両資格併有者とすることができない場合は、前項の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状を有する者を学級担任とすることができる。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っているものを学級担任とすることができる。

4 教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者について両資格併有者とすることができない場合は、第2項の規定にかかわらず、保育士の資格を有する者を教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員免許状を有する者であり、かつ、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められる者であって、保育士の資格の取得に向けた努力を行っているものを教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者とするすることができる。

(設備の一般原則)

第7条 認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

3 認定こども園の建物等は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 子どもに対する教育及び保育の一体的な提供が可能であること。

(2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(園舎等)

第8条 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

2 保育室、遊戯室及び乳児室又はほふく室並びに便所（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第22条において読み替えて準用する熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第45条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって第22条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第45条第7号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

3 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の子どもの保育の用に供するものでなければならない。

4 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第6項ただし書において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積又は算式により算定した面積以上でなければならない。ただし、既存の施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第6項本文及び第11項に規定する要件（満2歳未満の子どもの保育を行わない場合にあつては、第6項本文に規定する要件）を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	320+100×（学級数-2）

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

5 認定こども園には、保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場を設置しなければならない。

6 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存の施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第4項本文に規定する要件を満たすときは、この限りでない。

7 第5項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件の全てを満たされなければならない。ただし、既存の施設が、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては第1号又は第2号のいずれかの要件を、保育所型認定こども園の認定を受ける場合にあつては第1号の要件を、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合にあつては第2号の要件を満たすときは、この限りでない。

(1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じそれぞれ同表の右欄に定める算式により算定した面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

8 第5項の屋外遊戯場は、認定こども園の建物等と同一敷地内又は隣接する敷地内に設置しなければならない。

9 子どもに食事を提供する認定こども園には、食事を提供するために必要な機能を有する調理室を設置しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行わず、かつ、次項ただし書の規定により同項ただし書の方法による食事の提供をする場合であつて、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているとき。

(2) 認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う子どもの数が20人に満たない場合であつて、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えているとき。

10 認定こども園における子どもへの食事の提供は、当該認定こども園の調理室（前項第2号に掲げる場合にあつては、同号の調理設備）で調理する方法により行われなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該認定こども園以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 認定こども園が子どもに対する食事の提供の責任を果たすことができるよう、認定こども園の長（以下「園長」という。）が衛生面、栄養面等必要な注意を払うことができる体制が整備されるとともに、調理業務の受託者との契約において必要な内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮して調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等を考慮し、子どもに与える食事の内容、回数及び時機に適切に応じた食事の提供ができること。

(5) 食を通じて子どもを心身ともに健やかに育成し、豊かな人間性を育む観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供することができること。

11 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室又はほふく室の面積は、次の各号に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 4.95平方メートルに満1歳未満の子どもの数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の子どもの数を乗じて得た面積

4 園舎には、保育室等（満2歳未満の子どもの保育を行わない場合にあつては、乳児室又はほふく室を除く。）、調理室（告示第四の七ただし書に該当する場合は、同後段に規定する設備、告示第四の八前段に該当する場合は同後段に規定する設備）のほか、職員室、保健室、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

5 前項に定めるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 子ども清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

（園具及び教具）

第8条 認定こども園には、学級数及び子どもの数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（教育及び保育の内容）

第9条 認定こども園は、市長が別に定めるところにより、教育及び保育に関する全体的な計画を編成し、教育及び保育を適切かつ一体的に提供しなければならない。

（職員の資質の向上）

第10条 認定こども園は、市長が別に定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講じなければならない。

【削る】

【削る】

【削る】

12 園舎には、保育室等（満2歳未満の子どもの保育を行わない場合にあつては、乳児室又はほふく室を除く。）、調理室（第9項ただし書に該当する場合は、同項各号に規定する設備）のほか、職員室、保健室、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

13 前項に定めるもののほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 子ども清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

（園具及び教具）

第9条 認定こども園には、学級数及び子どもの数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（教育及び保育の内容）

第10条 認定こども園は、市長が別に定めるところにより、教育及び保育に関する全体的な計画を編成し、教育及び保育を適切かつ一体的に提供しなければならない。

（職員の資質の向上）

第11条 認定こども園は、市長が別に定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質の向上を図るための研修その他の必要な措置を講じなければならない。

（子育て支援の実施）

第12条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（認定こども園の長）

第13条 認定こども園には、多様な機能を一体的に提供するため、1人の園長を置き、一体的な管理運営を行わなければならない。

2 園長は、教育及び保育を提供する機能並びに地域における子育て支援事業を提供する機能を一体的に発揮させるような管理及び運営を行う能力並びに児童福祉事業又は小学校就学前の教育に関する専門的な知識を有する者でなければならない。

3 幼稚園型認定こども園（第2条第1号イに掲げるものに限る。）の園長は、幼稚園又は保育機能施設の施設長とは別に置かななければならない。ただし、認定こども園の一体的な管理運営を行う上で必要と認められる場合は、これらの施設長のいずれかが、園長を兼ねることができる。

（教育及び保育の時間、開園日数並びに開園時間）

第14条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、園長が定めなければならない。

2 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

**【削る】**

**【削る】**

(子どもの健康及び安全の確保等)

**第11条** 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する観点から、職員の健康及び衛生管理に配慮しなければならない。

2 認定こども園は、子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性を育むために、家庭及び地域と連携して食育を推進しなければならない。

**【削る】**

(非常災害対策)

**第12条** 認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(苦情への対応)

**第13条** 認定こども園は、その提供した教育及び保育並びに子育て支援事業に関する子ども又はその保護者等からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(小学校、児童委員、児童福祉施設等との連携)

**第14条** 認定こども園は、地域において子どもが健やかに育成されるよう、小学校、児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保しなければならない。

(暴力団員等の排除)

**第15条** 認定こども園の設置者、園長及び告示第八の一の施設長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

**第16条** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同号中「又は遊戯室」とあるのは「、遊戯室又は便所」と、同号イ中「耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」とあるのは「耐火建築物」と、同号ロ中「施設又は設備」とあるのは「設備」と、同号ハ中「施設及び設備」とあるのは「設備」と、同号ヘ中「乳幼児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

(情報の提供)

**第15条** 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日、施設の整備状況、子育て支援事業その他必要な情報の提供をしなければならない。

2 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保等)

**第16条** 認定こども園は、耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて補償の体制を整えなければならない。

2 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する観点から、職員の健康及び衛生管理に配慮しなければならない。

3 認定こども園は、子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性を育むために、家庭及び地域と連携して食育を推進しなければならない。

(教育及び保育並びに子育て支援事業の質の向上)

**第17条** 認定こども園は、子どもの視点に立った自己評価又は外部評価を実施し、その結果の公表その他教育及び保育並びに子育て支援事業の質の向上を図るための必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

**第18条** 認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(苦情への対応)

**第19条** 認定こども園は、その提供した教育及び保育並びに子育て支援事業に関する子ども又はその保護者等からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(小学校、児童委員、児童福祉施設等との連携)

**第20条** 認定こども園は、地域において子どもが健やかに育成されるよう、小学校、児童委員、児童福祉施設等との緊密な連絡及び協力の体制を確保しなければならない。

(暴力団員等の排除)

**第21条** 認定こども園の設置者、園長及び第13条第3項の施設長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であってはならない。

(児童福祉施設基準条例の準用)

**第22条** 児童福祉施設基準条例第45条第7号の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、同号中「又は遊戯室」とあるのは「、遊戯室又は便所」と、同号ア中「耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」とあるのは「耐火建築物」と、同号イ及びウ中「施設又は設備」とあるのは「設備」と、同号カ中「乳幼児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

【削る】

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）に定める要件に適合するものとして認定を受けている認定こども園（この条例の施行後に増築され、又は改築される等建物の構造が変更されたもの及び満2歳未満の子どもに係る利用定員の変更があったものを除く。）に係る乳児室又はほふく室の面積の基準については、当分の間、告示第四の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(認定こども園の職員の配置に係る特例)

第2条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、第5条第1項本文の規定により認定こども園に置かなければならない教育及び保育に従事する者（以下「教育保育従事者」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項ただし書の規定により認定こども園に置かなければならない教育保育従事者のうち1人は、第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とする事ができる。

第3条 前条の事情に鑑み、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない教育保育従事者のうち第6条第1項及び第4項本文の保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する者又は小学校の教諭の普通免許状を有する者若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該認定こども園において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）をもって代えることができる。

第4条 附則第2条の事情に鑑み、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない教育保育従事者のうち第6条第2項の両資格併有者については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。

第5条 附則第2条の事情に鑑み、第14条第1項の教育及び保育の時間が1日につき8時間を超える認定こども園において、教育及び保育の時間を通じて必要となる教育保育従事者の総数が利用定員に応じて置かなければならない教育保育従事者の数を超える場合における第6条第1項及び第4項の保育士の資格を有する者又は同条第2項の両資格併有者については、当分の間、教育及び保育の時間を通じて必要となる教育保育従事者の総数から利用定員に応じて置かなければならない教育保育従事者の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 前3条の規定により保育士の資格を有する者又は両資格併有者に代えることとする者の総数は、第5条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない教育保育従事者の数の3分の1を超えてはならない。

(経過措置)

第7条 この条例の施行の際現に熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）に定める要件に適合するものとして認定を受けている認定こども園（この条例の施行後に増築され、又は改築される等建物の構造が変更されたもの及び満2歳未満の子どもに係る利用定員の変更があったものを除く。）に係る乳児室又はほふく室の面積の基準については、当分の間、第8条第11項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。